

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	義務教育課
契約締結年月日	令和4年9月1日
契約者名	株式会社ユーティーターワイ企画
契約名	英語教育改善プラン推進事業インターネット配信及び運営業務委託
契約金額 (税込み)	3,147,100円
随意契約理由	<p>文部科学省の委託事業として採択された本事業は、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の英語による発信力向上を図るため、受託自治体が指導モデル及び評価モデルを構築し、その成果を県内外に普及させることを目的としている。</p> <p>指導モデルでは、児童生徒の発信力を向上させるための指導案の中から特徴的なモデルとなる授業の実践を、評価モデルでは、児童生徒の英語によるパフォーマンスを的確に評価する実践を成果とする。</p> <p>令和3年度に採択された本県は、県内の研究指定校12校のうち5校において、実践授業の様子を教員の視点、教育特有の観点に配慮した構成及び見せ方で動画を作成したが、作成にあたっては、委託事業者が、事業目的や目指す成果、本県の教育方針、授業方針など様々な背景を理解する必要がある。このため、打ち合わせだけでなく授業見学を行うなど準備期間に3か月を費やし、その後、撮影及び動画編集、完成までに5か月を要している。その結果、この動画が文部科学省に評価され、本年度の継続採択にあたっては、昨年度と同様の訴求力をもつ、より充実させた動画を全指定校で作成すること、その際には、アドバイザーの指導助言等も動画にすることが、採択条件とされた。</p> <p>本年度は、12校全指定校で、モデルとなる授業を組み立て、更に研究会も動画に組み入れる必要がある。昨年度動画を作成した5校では、より改善が図られた授業や研究会の実践が必要であるため、その準備、調整に半年を要し、年度内に事業を完了するためには、遅くとも10月から動画の撮影を開始する必要がある。限られた期間の中で、国の採択条件を満たす成果を生むためには、本業務を熟知し、確実な業務遂行が期待できる事業者と短期間で委託契約を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、当該契約は競争入札や見積合わせに適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)及び財務規則第137条第3項の規定に基づき、随意契約とし、見積もり合わせを省略する。</p> <p>なお、当該事業者からは見積書を徴し、金額等の妥当性を確認する。</p>
随意契約の適用 条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号